

しずぎんカード認証規定の変更について

しずぎんカード認証規定を下記のとおり変更します。

記

1. タブレットによる商品申込受付の開始

(1) 変更日 平成 29 年 5 月 22 日 (月)

(2) 変更内容

変更前	変更後
<p>1. (しずぎんカード認証) しずぎんカード認証(以下、「カード認証」といいます。)とは、<u>当行窓口における取引</u>について、預金者本人(以下、「本人」といいます。)を認証する手段の一つとして、しずぎんカード規定に定めるしずぎんカード(以下、「カード」といいます。)と、カード発行口座に登録された暗証番号を用いる当行所定の方式をいいます。</p> <p>2. (適用範囲) 普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。)について発行した個人用カードを保有するお客さま(ただし、しずぎんカード規定に定める代理人および当行が別途定めた方を除きます。)は、<u>当行国内本支店の窓口にて、カード認証を第 4 条に定める取引</u>に利用できます。</p> <p>3. (本人認証等) カード認証による取引において、本人認証のための手続は次によるほか、当行が定める方法により行います。 ①当行所定の機器により入力された暗証番号と、カード発行口座に登録された暗証番号との一致を確認します。当行所定の回数を超えて一致の確認ができない場合、カードの利用を停止します。 ②カード認証による取引にあたっては、当該取引について正当な権限を有することを確認するために、通帳、証書、本人確認書類の提示等を求めることがあります。当行が必要と認める場合、この確認ができるまで預金の<u>払戻し</u>等その他カード認証による取引を行いません。 ③上記①、②の方法により本人認証のうえ取引を行った場合、その取り扱いにより生じた損害については、本規定第 9 条、第 10 条に定める場合を除き、当行は責任を負いません。</p> <p>4. (取引の種類) カード認証は、<u>本人名義口座における次の取引のうち当行がカード認証によることを認めた取引</u>に利用できます。 ①カード発行口座からの預金の<u>払戻し</u>等 ②カード発行口座と同一取引店かつ同一共通印鑑届のある口座からの預</p>	<p>1. (しずぎんカード認証) しずぎんカード認証(以下、「カード認証」といいます。)とは、<u>当行との取引</u>について、預金者本人(以下、「本人」といいます。)を認証する手段の一つとして、しずぎんカード規定に定めるしずぎんカード(以下、「カード」といいます。)と、カード発行口座に登録された暗証番号を用いる当行所定の方式をいいます。</p> <p>2. (適用範囲) 普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。)について発行した個人用カードを保有するお客さま(ただし、しずぎんカード規定に定める代理人および当行が別途定めた方を除きます。)は、カード認証を第 4 条に定める取引に利用できます。</p> <p>3. (本人認証等) カード認証による取引において、本人認証のための手続は次によるほか、当行が定める方法により行います。 ① 同左 ②カード認証による取引にあたっては、当該取引について正当な権限を有することを確認するために、通帳、証書、本人確認書類の提示等を求めることがあります。当行が必要と認める場合、この確認ができるまで預金の<u>払戻し</u>その他カード認証による取引を行いません。 ③ 同左</p> <p>4. (取引の種類) カード認証は、<u>以下の取引</u>に利用できます。 ①<u>本人名義口座における次の取引のうち当行がカード認証によることを認めた取引</u> A. カード発行口座からの預金の<u>払戻し</u></p>

変更前	変更後
<p>金の払戻し等</p> <p>③上記①、②に規定する口座にかかる各種届出およびサービスの申し込み</p> <p>④その他当行が定める取引</p> <p>5. (利用方法等)</p> <p>6. (取引内容の確認)</p> <p>7. (カード認証の停止)</p> <p>8. (障害等の取扱い)</p> <p>9. (偽造カード等による払戻し等)</p> <p>偽造または変造カードによる不正な預金の払戻し等については、本人の故意による場合、または当該払戻し等について当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、捜査機関への通知状況等について、当行の調査に協力するものとします。</p> <p>10. (盗難カードによる払戻し等)</p> <p>(1)盗難カードによる不正な預金の払戻し等については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻し等にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求できます。</p> <p>①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること</p> <p>②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること</p> <p>③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること</p> <p>(2)前項の請求がなされた場合、当該払戻し等が本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払戻し等にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を補てんします。ただし、当該払戻し等が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんします。</p> <p>(3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日</p>	<p><u>B. カード発行口座と同一取引店かつ同一共通印鑑届のある口座からの預金の払戻し</u></p> <p><u>C. 上記A、Bに規定する口座にかかる各種届出およびサービスの申し込み</u></p> <p><u>D. 投資信託、外貨預金等各種金融商品の購入</u></p> <p><u>E. その他当行が定める取引</u></p> <p><u>②ローン取引の審査の申し込み(審査に必要となる個人情報の取得、利用、第三者提供の同意を含む)</u></p> <p>5. (利用方法等)</p> <p>6. (取引内容の確認)</p> <p>7. (カード認証の停止)</p> <p>8. (障害等の取扱い)</p> <p>9. (偽造カード等による払戻し)</p> <p>偽造または変造カードによる不正な預金の払戻しについては、本人の故意による場合、または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、捜査機関への通知状況等について、当行の調査に協力するものとします。</p> <p>10. (盗難カードによる払戻し)</p> <p>(1)盗難カードによる不正な預金の払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求できます。</p> <p>①～③ 同左</p> <p>(2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を補てんします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんします。</p> <p>(3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日</p>

変更前	変更後
<p>(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金の払戻し等が最初に行われた日。)から2年を経過する日以降に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>(4) 第2項の規定に係わらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。</p> <p>① 当該払戻し等が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合</p> <p>A. 本人に重大な過失があること</p> <p>B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと</p> <p>C. 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと</p> <p>② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随してカードが盗難にあった場合</p> <p>(5) 盗難されたカードにより不正な払戻し等を受けた者その他の第三者から、本人が損害賠償または不当利得返還を受けた場合、その受けた金額の限度において、当行は第1項にもとづく補てんの請求に応じません。</p> <p>(6) 当行が第2項の規定により補てんを行った場合、盗難されたカードにより不正に払戻された預金について、本人が有する払戻請求権は消滅します。</p> <p>(7) 当行が第2項の規定により補てんを行った場合、当行は当該補てんを行った金額の限度において、盗難されたカードにより不正な払戻し等を受けた者その他の第三者に対して、本人が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得します。</p> <p>11. (規定の変更等)</p> <p>12. (規定の適用)</p>	<p>(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金の<b>払戻し</b>が最初に行われた日。)から2年を経過する日以降に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>(4) 第2項の規定に係わらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。</p> <p>① 当該<b>払戻し</b>が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合</p> <p>A. 本人に重大な過失があること</p> <p>B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと</p> <p>C. 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと</p> <p>② 同左</p> <p>(5) 盗難されたカードにより不正な<b>払戻し</b>を受けた者その他の第三者から、本人が損害賠償または不当利得返還を受けた場合、その受けた金額の限度において、当行は第1項にもとづく補てんの請求に応じません。</p> <p>(6) 同左</p> <p>(7) 当行が第2項の規定により補てんを行った場合、当行は当該補てんを行った金額の限度において、盗難されたカードにより不正な<b>払戻し</b>を受けた者その他の第三者に対して、本人が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得します。</p> <p>11. (規定の変更等)</p> <p>12. (規定の適用)</p>

## 2. 照会先

<本件に関するお問い合わせ先>

しずぎんテレホンバンクセンター

フリーダイヤル 0120-286039

携帯・スマホからは 054-344-2026

電話受付時間 9:00~20:00 (土・日・祝日、12/31~1/3を除く)